

吉野ヶ里町道路掘削復旧要領

1 趣 旨

この要領は、吉野ヶ里町道路占用規則及び吉野ヶ里町法定外公共物の管理に関する条例施行規則の規定に基づき、道路の占用及び道路掘削を行う工事の復旧について必要な事項を定めるものとする。

2 道路復旧の原則

掘削工事により掘削跡を復旧する工事は、道路機能を掘削前と同等以上にすることを原則とする。

3 復旧負担

道路管理者以外の道路復旧工事は、自主負担を原則とする。

4 責任期間

本復旧工事完了の確認後、2年以内に占用工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占用者の負担において補修すること。また、この期間経過後であっても明らかに占用工事の施工に瑕疵があった場合は、占用者の負担において補修すること。

5 道路の掘り返し防止(掘削制限)

(1) 新設又は改修を行った舗装道路については、当該舗装工事完了後、以下に規定する期間は原則として許可しないものとする。

- ① アスファルト舗装道路 5年
- ② コンクリート舗装道路 5年
- ③ 特殊舗装道路（平板・カラーブロック舗装等）5年

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、かつ、道路管理者と事前に協議したものについては掘削工事を認めるものとする。

- ① 災害予防又は事故復旧工事など一般の危険を防止するため掘削するもの。
- ② 下水道又は上水道の各戸給排水管引込工事及び電力供給工事など町民の日常生活に直接影響があると認められるもの。
- ③ 上下水道などの漏洩のため、応急処理が必要と認められるもの。
- ④ その他町長が緊急を要すると認めたもの。

(3) (1)に該当する道路の舗装本復旧は、舗装幅員が4m未満の道路については、全幅復旧とする。
また、舗装幅員が4m以上の道路で影響幅が道路中心線等を超えない場合は、道路中心線までの復旧とし、道路中心線等を超える場合は、全幅復旧とする。

6 掘削及び埋戻し

掘削・埋戻しについては次のとおりとし、標準図（別図1）に基づき十分に締固めを行い、掘削前と同等以上の機能回復を図ること。

- (1) 舗装面の掘削にあたっては、事前に舗装カッター等を用いて粗雑にならないように舗装を切断すること。
- (2) 掘削後の埋戻しは、当日中に完了しなければならない。ただし、やむを得ない場合で、

掘削箇所の安全措置が十分に講じられ、道路管理者が認めた場合にはこの限りでない。

また、現場管理、安全管理を確実に実施すること。

(3) 事前に付近住民への周知を行い、施工中にかかる近隣への騒音・振動等の影響を最小限にするように必要な措置を講じること。

(4) 路床（路盤下 1 m までの範囲）及び路体（路床下から保護砂まで）の埋め戻しは、改良土または、購入土（良質土）を使用すること。

(5) 管の基礎及び保護砂は管下 10 cm・管上 10 cm とし、洗砂を使用すること。（山砂は不可）

(6) 埋め戻し材料の締固めについては、次の方法によらなければならない。

① 路床、路体は 20 cm、路盤は 15 cm を超えない層毎に振動ローラーやランマー等を使用して十分締固めること。また、新旧打継ぎ目や構造物側面等では転圧不足になりがちなことから、特に入念に締固めを行うこと。

② 埋設管の周辺及び上端 10 cm までは、砂の水締めで埋戻すこと。

③ 掘削の際に土留矢板等を使用する場合は、路床工完成前に引き抜きを行い、再度十分に転圧を行うこと。

④ 掘削箇所が暗渠、橋台、側壁、側溝等の道路構造物の下、及び石垣の裏側等にある場合には、当該箇所に砂やコンクリート等を十分に充填した後に埋戻しを行うこと。

(7) 軟弱地盤または湧水地帯にあつては、湧水及び溜水を排除しながら埋め戻すこと。

(8) 埋戻し後は余剰土等を直ちに搬出処理し、路面の清掃に努めること。

7 仮復旧

(1) 仮復旧は、埋め戻し完了後、標準図（別図 1）に基づき即日施工すること。

(2) 仮復旧の表層舗装厚は 3cm 以上とする。

(3) 仮復旧工事完了後から本復旧工事の完了の期間において、占有者は定期的に現場を巡回し、不良箇所が生じている場合は、材料補充等適切な措置を施し、通過交通に支障をきたさないようにしなければならない。

8 本復旧

(1) 舗装復旧は、仮復旧から 2 週間以上の自然転圧期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、道路管理者と事前に協議すること。

(2) 本復旧工事の舗装構成については、標準図（別図 1）に基づく構成とするが、原則として現況舗装構成と同等以上とする。また、占有者は、道路を掘削したときに現状の路盤構成を記録し、同等以上の路盤構成で復旧すること。

(3) 現道との擦り付けについては、平坦性を保ち車両の通行の際、振動等を起こさないようにすること。

(4) 道路舗装の復旧範囲については次のとおりとし、標準図（別図 2、別図 3、別図 4、別図 5 及び別図 6）に基づき施工しなければならない。また、コンクリート舗装、カラー舗装、平板ブロック舗装等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と事前に協議すること。

なお、本要領における絶縁線とは、車道中心線、車線境界線、既設舗装打継ぎ目、側溝等の構造物のことをいう。

① 道路舗装復旧における影響幅は、30cm 以上とする。

② 舗装幅員が 4.0m 未満の道路の舗装復旧は、次のとおりとする。標準図（別図 2）

- 1) 影響幅が道路中心を超えない場合は、半幅復旧すること。
 - 2) 影響幅が道路中心を超える場合は、全幅復旧すること。
 - 3) 影響幅から絶縁線までの距離が 1.2m 未満の場合は絶縁線まで復旧すること。
 - 4) 縦断掘削及び構造物が近接している場合については、標準図を参照すること。
- ③舗装幅員 4.0m 以上の道路の舗装復旧は、次のとおりとする。標準図（別図 3）
- 1) 影響幅から道路中心線等までの距離が 1.2m 以上の場合は、影響幅まで復旧すること。
 - 2) 影響幅から道路中心線等までの距離が 1.2m 未満の場合は、道路中心線等まで復旧すること。
 - 3) 影響幅が道路中心線等を超えて、絶縁線までの距離が 1.2m 未満の場合は、全幅復旧すること。
 - 4) 影響幅から絶縁線までの距離が 1.2m 未満の場合は絶縁線まで復旧すること。
 - 5) 縦断掘削及び構造物が近接している場合については、標準図を参照すること。
- ④各戸への下水管引込工事等を複数行う場合で、影響幅を除いた距離（復旧間）が 2.0m 未満の場合は、その区間も含めて復旧すること。なお、掘り返し防止期間中の道路の復旧間は 5.0m を基準とする。標準図（別図 4）
- ⑤歩道内の舗装復旧については、標準図（別図 5）により施工すること。
- ⑥斜め占用やマンホール蓋等の周囲の舗装復旧については、標準図（別図 6）により施工すること。また、マンホール周囲を円形復旧する場合は、道路管理者と事前に協議すること。
- ⑦舗装復旧に近接する既設舗装にクラックや凹凸等があり、通行に影響を及ぼす恐れがある場合は、道路管理者と事前に協議し、舗装復旧範囲を決定すること。
- ⑧コンクリート舗装、平板ブロック、インターロッキングブロック等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と事前に協議すること。

9 掘削工事完了後の手続

占用者は、復旧工事が完了したときは、道路管理者に道路占用工事完了届と写真（施工前、土被り、現況の舗装及び路盤構成確認、保護砂完了、各層ごと埋戻し完了、路盤完了、仮舗装完了、本舗装施工前、乳剤散布完了、舗装厚、本舗装完了）を提出し、道路管理者の確認を受けなければならない。また、占有者は、本復旧工事完了の確認において手直しの指示を受けたときは、速やかに手直しを行わなければならない。

10 第三者に与えた損害

占用工事により生じた事故又は紛争については、占有者等が処理するものとし、第三者に損害を与えたときは、占有者等の負担において賠償しなければならない。

11 疑義

この要領に掲げた以外の事項について疑義が生じた場合は、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。